

会社法〔第3版〕

伊藤靖史 = 大杉謙一 = 田中 亘 = 松井秀征
2015年4月刊 / 534頁 / 本体 2900円 + 税



編集
担当者
から

大好評のリーガルクエスト会社法、待望の新版です。

今回の改訂は、「監査等委員会設置会社」や「多重代表訴訟」などの重要な新制度の創設も含む平成26年会社法改正（および関連する省令の改正）に対応させたものですが、新しい重要判例に言及したり、従来の叙述をよりわかりやすくする方向で書き直したりした箇所もあります。

丁寧な叙述を貫きつつ、実務の先端も示して知的な刺激に満ちているのが、初版以来の本書の大きな特長です。初版や第2版と比べて少し分厚くなっているものの、読みやすく通読に向く本であることに変わりはありません。多彩なコラムも、一層充実させました。第2版で新たに収載した条文索引も、もちろん付いています。会社法を学ぶための「コア」として最適の一冊といえるでしょう。

意欲的に会社法を学ぼうとする人に、この本はきっと応えてくれます。まだ読んでいない方は、是非一度手に取ってみてください。 (M.Y.)

Point!

P

理解を助ける図表も随所に!

第5章 計 算

図表 5-4 資本制度

額は急激に減少することもあるため、資産を負債よりも多めに維持すべきことが定められているのである（債権者保護のためのクッション）。なお、資本金・準備金は、計算上の数字にすぎないことに注意しよう。その額に対応する会社の資産が、どのような形態をとっているかは問題ではない（会社の金庫に資本金・準備金という名目の現金が保管されているわけではない）。

このように、会社は、（負債の額に加えて）資本金・準備金の額に相当する財産を維持することを要求される（**資本維持の原則**）。また、その前提として、株式が発行される場面（会社設立時や株式の発行時）、つまり、出資が行われる場面で、資本金・準備金の額に相当する財産が出資者から確実に拠出されることが要求される（**資本充実の原則**）。現物出資について検査役の調査が行われることは（⇒41頁 図 320頁(2)）、この現れである。

資本金・準備金は、会社債権者を保護するためのものであるから、その額を会社が自由に減少することは許されない（**資本不変の原則**）。もともと、会社法には、資本金・準備金が最低いくらなければならないかが規定されておらず、それらの額が低くすれば、会社債権者の保護のために十分とはいえない（⇒(3)(b)）。そこで、会社は、**純資産額**（資産から負債を差し引いた額）が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができないと定められる（458条。⇒281頁(3)）。これに違反する剰余金の配当は、無効である。

Column 5-3 資本制度はなくなった？
以上に挙げた3つの原則は、資本金・準備金を基準として会社財産の充実・維持を要求することで、会社債権者を保護しようとするものである。このようなシステムは、**資本制度**と総称される。会社法の立案担当者は、以上の原則のうち特に資本充実の原則については、その現れとされる規定の多くが廃止され

第2部 剰余金の配当と資本制度

たし、現物出資等の規制は会社債権者を保護するためではなく、株主間の利害調整を図るための制度だとしている。また、資本維持の原則・資本不変の原則についても、用語法として適切ではないと批判される（立案担当 278～286頁）。しかし、学界では、伝統的な考え方を維持し、資本充実の原則（その現れである現物出資等の規制）が会社債権者の保護と関係があるとする見解もなお有力である（コメ(1)307頁（江頭憲治郎））。本書の著者も皆、上記の立案担当者の見解に決定的な説得力はないし、学界での伝統的な議論にはなお意味があると考え、あえて伝統的な発想・用語法を残した記述をさまざまな箇所で行っている。

(3) **資本金と準備金**

(a) **意義等** 資本金・準備金（資本準備金と利益準備金）が、剰余金の配当ができる限度額を定める役割を果たすことはすでに述べた（⇒(2)）。資本金・準備金は、会社債権者を保護するために設定される数字であり、一定の場合に増加する。他方で、資本金・準備金の額は、原則として（特に会社債権者を保護するための）所定の手続をとらない限り減少しない（⇒296頁(6)）。資本金・準備金の額は、会社の貸借対照表に計上され、それを通じて公示される（⇒270頁(2)）。それに加えて、資本金の額は登記される（911条3項5号）。

(b) **金額** **資本金の額**は、次のように定める。すなわち、設立または株式の発行に際して、株主となる者が会社に対して払込みまたは給付をした財産の額は、資本金の額とされる（445条1項）。ただし、そのうちの2分の1を超えない額は、資本金とせず、**資本準備金**として計上することができる（同条2項3項）。「払込みまたは給付をした財産の額」の計算方法については、法務省令に定められる（会社計算13条・14条・43条等）。これらの定めと、447条2項から、資本金の額が（設立当初から）ゼロになる可能性もあるがマイナスにはならないことが分かる。

準備金の額は、上に述べたほか、次の場合増加する。すなわち、会社が剰余金の配当をする場合、「減少する剰余金の額×1/10」の額を資本準備金または**利益準備金**として計上しなければならない。このような準備金の計上は、準備金の額が「資本金の額×1/4」の額になるまで行えばよい（445条4項、会社計算22条）。

会社が合併等を行った際にも、一定の額が資本金・準備金として計上される